

埼玉県衛生研究所受託研究実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県衛生研究所（以下「研究所」という。）が委託を受けて研究を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「受託研究」とは、研究所が委託を受けて実施する研究で、これに要する経費（以下「受託料」という。）を委託者が負担するものをいう。ただし、研究所が「埼玉県衛生試験等手数料条例」に基づいて手数料を徴収して実施する試験・検査を除く。

(受託研究の対象者)

第3条 受託研究の対象者は、原則として県内に事業所（事務所）を有する企業、団体とする。

(受託研究の基準)

第4条 受託研究は、研究所の業務に支障がない場合であって、研究所が次の各号の一に該当すると認めるものについて実施することができる。

- (1) 県民の健康の保持・増進、健康危害の防止のために必要又は有益であると認められるもの
- (2) 研究所が行う試験・検査・研究と関連して実施することが、必要又は有益であると認められるもの
- (3) 研究所が行う試験・検査・研究に重要な資料を提供すると認められるもの
- (4) 研究所の施設若しくは機器又はその職員の有する専門技術が特に必要であると認められるもの

(受託料)

第5条 受託料は、別に定める受託研究費の算定項目に掲げた経費を算定するものとする。

(受託研究の申し込み)

第6条 受託研究を委託しようとする者は、受託研究申込書（様式第1号）を研究所の長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

(受託契約の締結等)

第7条 所長は、前条の申込書が提出されたときは、埼玉県衛生研究所運営協議会幹事会

に意見を求めた上で、研究を受託することが適当と認めるときは、受託研究に関する契約（別記契約書様式）の手続きを行うものとする。なお、受託契約の期間は、原則として契約開始日の属する会計年度を超えないものとする。

（受託料の納付等）

第8条 前条に規定する契約を締結した委託者は、受託料の全額を一括して研究所の発行する納入通知書により指定する期限までに納付するものとする。

（備品等に係る権利の帰属）

第9条 受託料により取得した備品等は、県に帰属するものとする。

（受託研究の中止）

第10条 埼玉県は、天災その他やむを得ない事由により研究の継続が困難となる場合には、これを中止することができるものとする。

2 前項の規定により受託研究を中止したときは、遅滞なく受託料の精算を行い、精算額が既に受領した受託料に満たないときは、速やかにその差額を委託者に返還するものとする。

（契約の解除）

第11条 埼玉県は、委託者が本要綱及び契約書の各条項に違反したときは、契約を解除することができるものとする。この場合において、既に受領した受託料は返還しない。

（受託研究結果の報告）

第12条 埼玉県は、受託研究を完了又は中止したときは、受託研究報告書を作成し、委託者に報告するものとする。

（知的財産権）

第13条 受託研究の成果である特許、実用新案及び意匠登録を受ける権利並びにそれに基づく特許権、実用新案権及び意匠権等（以下「知的財産権」という。）は、埼玉県と委託者の共有とする。

2 前項の知的財産権の取扱いについては、埼玉県職員の職務発明等に関する規則（昭和43年規則第40号）に定めるところによる。

（受託研究結果の公表）

第14条 埼玉県は、委託者の業務に支障があると認められた場合を除き、委託者の同意を得て研究結果を公表することができるものとする。

(適用除外)

第15条 所長は、次の各項のいずれかに該当するときは、この要綱の一部を受託研究又は委託者等に適用しないことができる。

- (1) 委託者が国、地方公共団体又は独立行政法人(以下「国等」という。)である場合
- (2) 委託者が国等以外の者であつて、国等からの補助金等により実施する研究を再委託する場合

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、受託研究に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 6月18日から施行する。

様式第1号

受 託 研 究 申 込 書

令和 年 月 日

埼玉県衛生研究所長 様

住所

名称及び

代表者の氏名

印

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の

所在地、名称、代表者の氏名)

連絡担当者名 職名

氏名

電話番号

埼玉県衛生研究所受託研究実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり研究を委託したいので申し込みます。

記

1 研究課題名

2 研究目的

3 研究内容

4 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 委託金額 (予算額) 円

6 企業・団体の概要

業 種 活動分野		資本金又 は年間収 支予算額	千円	従業員・ 社員	人
業務内容 又は活動 内容					

*添付書類：法人・団体の定款の写し

契約書様式

受 託 研 究 契 約 書

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、受託研究について次のとおり契約する。

（目的）

第1条 乙は、次の研究を甲に委託し、甲はこれを受託する。

（1） 研究課題名

（2） 研究目的

（3） 研究内容 実施計画書（別記様式1）のとおり

（受託期間）

第2条 この契約による受託の期間は次のとおりとする。

受託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（受託料の納付）

第3条 乙は、甲に対し受託研究を行うための経費（以下「受託料」という。）として、
金 円を支払うものとする。

2 前項の受託料は、この契約締結後に甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付するものとする。

3 乙は、前2項の規定により納入した受託料を、乙が期待した研究の成果が得られなかったという理由で甲に返還を要求することはできない。

（受託研究の変更）

第4条 原則として、この契約の内容は変更しないものとする。ただし、この契約の内容を変更することが必要なときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（再委託等の制限）

第5条 甲は、受託研究の一部を第三者に委託し又は請け負わせるときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

（研究の中止）

第6条 甲は、天災その他やむを得ない事由により研究の継続が困難なときは、これを中

止することができるものとする。

2 甲は、前項の規定により研究を中止したときは、遅滞なく受託料の精算を行い、精算額が既に納付した受託料に満たないときは、速やかにその差額を委託者に返還するものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が埼玉県衛生研究所受託研究実施要綱又はこの契約書の各条項に違反したときは、この契約を解除できる。この場合において、既に納付された受託料は返還しない。

(結果の報告)

第8条 甲は、受託研究を完了又は中止したときは、速やかに受託研究報告書（別記様式2）を乙に提出するものとする。

(研究結果の公表)

第9条 甲及び乙は、第10条、第11条の規定により特許、実用新案及び意匠登録を受ける権利並びにそれに基づく特許権、実用新案権及び意匠権等（以下「知的財産権」という。）を設定又は保持しようとする場合を除き、同意を得て研究結果を公表することができるものとする。

(知的財産権)

第10条 受託研究の成果である知的財産権は、甲と乙の共有とする。

(特許出願)

第11条 甲及び乙は、特許権等について出願手続き及び権利保全に関する事務を共同して行うものとする。

2 前項に規定する経費の負担割合は甲乙協議の上決定し、負担するものとする。

(協議事項)

第12条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

甲 埼玉県
埼玉県知事

乙 所在地
名 称
代表者

別記様式1

受 託 研 究 実 施 計 画 書

1 研究課題名

2 研究目的

3 研究内容

4 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

別記様式2

令和 年 月 日
第 号

様

埼 玉 県 知 事

受 託 研 究 報 告 書

令和 年 月 日付けで受託研究契約を締結した研究については下記のとおりです。

記

- 1 研究題目
- 2 研究結果 別添のとおり
- 3 完了・終了年月日

(別の定め)

受託研究費の算定項目

受託研究費は、下記の項目を対象に算定するものとする。

研究費項目	内 容
謝 金	受託研究の遂行に必要な協力者に対して支払う経費
旅 費 交 通 費	受託研究の遂行に直接必要な調査等を行うのに要する旅費交通費 旅費交通費は職員の旅費に関する条例(昭和27年4月1日埼玉県条例20号)により算出した額とする。
図 書 購 入 費	受託研究用の図書(雑誌を含む)の購入費用
原 材 料 費 消 耗 品 費	受託研究用として直接使用する材料・消耗品の購入費用
備 品 購 入 費	受託研究に使用する備品の購入費
人 件 費	受託研究に携わる職員の人件費
光 熱 水 費	受託研究に使用する光熱水費
機器の減価償却費	受託研究に使用する機器の減価償却費
そ の 他	上記の研究費項目に属さない費用の実費で所長が特に認めたもの

* 算定の方法は、「埼玉県衛生試験等手数料条例」に定める手数料の算定に準じて行うものとする。